

社団法人 東京都聴覚障害者連盟定款

— 解説版 —

第1章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、社団法人東京都聴覚障害者連盟という。

(事務所)

第 2 条 この法人は、事務所を東京都渋谷区区東一丁目 2 3 番 3 号に置く。

(目 的)

第 3 条 この法人は、東京都に在住する聴覚障害者の生活・文化・教育の水準の向上を図るとともに、聴覚障害者に対する理解を広め、一般社会への参加を促進し、もって福祉の増進に寄与することを目的とする。

⇒「東京都に在住する」ということがポイント。公益性があるということです。

(事 業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 聴覚障害者の生活問題に関する相談及び指導事業
- (2) 聴覚障害者の福祉に関する研究調査事業
- (3) 聴覚障害者の文化教養・教育向上に関する研修、講演事業
- (4) 聴覚障害者の保健体育事業
- (5) 聴覚障害者に関する社会啓蒙及び普及宣伝事業
- (6) 手話サークルなどの指導及び手話通訳者の養成・派遣事業
- (7) 機関紙などの出版物の刊行及び関係資料の頒布事業
- (8) その他目的達成のために必要と認められる事業

⇒法人の事業です、「公益事業」が中心になっています。

第2章 会 員

(会員の種別)

第 5 条 この法人の会員は、次の3種とする。

(1) 正 会 員

この法人の目的及び事業に賛同して入会した東京都内の各区・市聴覚障害者団体

⇒区市協会のことです。個々の会員は「正会員の構成員」になります。

(2) 名誉会員

この法人並びに区・市聴覚障害者団体の事業に理解を示し、協力又は功労のあった60才以上の者で会員により推挙された者

(3) 賛助会員

この法人の目的及び事業に賛同した団体又は個人

⇒正会員と区別されます。個人だけでなく団体も含まれます。構成員と違うので、会費も本来なら別扱いになりますが、第7条により構成員と同じにしています。

団体は過去の例では、10万円を寄付してくれた団体を賛助会員としたケースがありました。

(入 会)

第 6 条 正会員になろうとするものは、入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(会 費)

第 7 条 正会員及び賛助会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。但し、名誉会員の会費は免除する。

⇒正会員（区市協会）の会費は、構成員数×15000円というのが基準になります。賛助会員は「15000円（構成員会費）以上」というのが基準ですが、他県からの聴覚障害者賛助会員はそこから、上部団体分と区市協会分を差し引いて9000円ということになります。

(退 会)

第 8 条 会員は、退会しようとするときは理事長に届け出なければならない。

2. 会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、退会したものとみなす。

(1) 死亡したとき、又は解散したとき

(2) 正当な理由なく会費を1年以上滞納し、かつ催告に応じないとき

⇒1年間会費を未納の場合は自動的に退会になり、2年後会費を納めた時は、継続でなく再入会となるわけです。

(除 名)

第 9 条 会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、総会において総会員の3分の2以上の決議によりこれを除名することができる。

(1) この法人の名誉を毀損し、又は目的に反する行為をしたとき

(2) この法人の定款に違反したとき

2. 会員を除名しようとするときは、その会員に対し、総会において弁明の機会を与えなければならない。

⇒除名などの権限を剥奪する重要事項は「総会員の3分の2」つまり、欠席も含めての3分の2以上となっています。簡単に除名等はしてはならない、除名はそれほど重いことだということです。

(抛出金品の不返還)

第 10 条 退会し、又は除名された会員が既に納入した会費、その他の抛出金品は、これを返還しない。

⇒いったん納めた会費は返金しないということ。

第3章 役員等

(種類及び定数)

第 11 条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事長 1名

(2) 副理事長 2名

(3) 理事 13名以上18名以内（理事長、副理事長を含む）

(4) 監事 2名以上3名以内

(5) 評議員 80名以上150名以内

⇒法人法上、2名以上で上限はないことになってます。

一般的に評議員というのは財団法人の決議機関であり、社団法人の場合は正会員（区

市協会)による総会が決議機関なので、評議員会は不要です。法人申請時に「評議員は外すように」という指導があったと聞いていますが、強引に認めてもらったそうです。今回の改革で評議員制は難しくなるかもしれません。

(選 任)

第 12 条 評議員は、正会員の構成員から選出する。

2. 理事は、理事長が理事会において推薦する者及び評議員会の承認を得て推薦する者の中から総会において選出する。
3. 理事長、副理事長は、理事の互選により定める。
4. 監事は、評議員の中から総会において選出する。
5. 役員は、他の役員を相互に兼ねることができない。

⇒この規定により、理事・監事に選出された評議員は評議員の資格がなくなる訳です。評議員会議長は便宜的にあらかじめ決めておくだけで、立場は他の評議員と変わりません。

(任 期)

第 13 条 役員の任期は、3年とする。但し、補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2. 役員は、再任されることができる。
3. 役員は、辞任又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

⇒法人法改革により、「2年以内の事業終了まで」という原則を受け入れることになると思います。全日ろう連も同じ条件になるので、関東ろう連及び区市の任期をどうするかが問題となります。

(職 務)

第 14 条 理事長は、この法人を代表し会務を統括する。

2. 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、あらかじめ定められた順位によりその職務を代行する。
3. 理事は、理事会を構成し、会務の執行を決定する。
4. 評議員は、評議員会を構成し、必要な事項を審議する。
5. 監事は、民法59条の職務を行う。

⇒民法 第59条(監事の職務)注：2009年に民法から削除されています

条 文

監事の職務は、次のとおりとする。

- 一 法人の財産の状況を監査すること。
- 二 理事の業務の執行の状況を監査すること。
- 三 財産の状況又は業務の執行について、法令、定款若しくは寄附行為に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、総会又は主務官庁に報告をすること。
- 四 前号の報告をするため必要があるときは、総会を招集すること。

解 説

監事は、以下の各号に掲げる職務をおこないます。

- (1) 法人の財産の状況を監査すること。
- (2) 理事の業務の執行の状況を監査すること。
- (3) 財産の状況や業務の執行で、法令や定款、寄附行為などに違反したり、著しく不適当なことがあった場合は、総会または監督官庁に報告をすること。
- (4) 前号の報告をするため必要があるときは、総会を招集すること。

(解 任)

第 15 条 役員に、役員としてふさわしくない行為があった場合、総会の決議により解任することができる。

(諮問機関)

第 16 条 この法人に、参与を置くことができる。

2. 参与は、理事会の推挙により理事長が委嘱する。
3. 参与は、特定事項について理事長の諮問に応え、必要な事項に助言する。
4. 参与の任期については、第 13 条第 1 項を準用する。

第 4 章 会 議

(種 別)

第 17 条 この法人の会議は、総会、評議員会、理事会の 3 種とする。

2. 総会及び評議員会は、通常会と臨時会に区別する。

(構 成)

第 18 条 総会は、正会員をもって構成する。

⇒正会員=区市協会です。

2. 理事会は、理事をもって構成する。
3. 評議員会は、評議員をもって構成する。

(権 能)

第 19 条 総会は、この定款に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画の決定
- (2) 事業報告の承認
- (3) その他この法人の運営に関して重要な事項
2. 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の事項を議決する。
 - (1) 総会の議決した事項及び評議員会の審議した事項の執行に関する事
 - (2) 総会及び評議員会に付議すべき事項
 - (3) その他総会及び評議員会の議決を要しない会務の執行に関する事項
3. 評議員会は、理事会から付議された重要事項を審議する。

⇒評議員会は決議機関でなく、総会に付議できるかどうかだけを決めることができます。
法人化以前は総会がなく評議員会で決議していました。

(開 催)

第 20 条 通常総会及び通常評議員会は、年 2 回開催する。

2. 臨時総会及び臨時評議員会は、次の各号の場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき
- (2) 会議構成員総数の 3 分の 1 以上、もしくは監事から会議の目的たる事項を記載した書面による開催の請求があったとき
3. 理事会は、次の各号の場合に開催する。
 - (1) 理事長が必要と認めたとき
 - (2) 理事の 5 分の 1 以上から会議の目的たる事項を記載した書面による請求があったとき

(招 集)

第 21 条 会議は、理事長が招集する。

2. 会議を招集するときは、構成員に対して会議の目的たる事項及びその内容ならびに日時場所を示し、開催日の5日前までに、文書を以て通知しなければならない。

⇒理事会は都の監査担当と相談した結果、就任時に「毎月第○金曜日に開催する」という文書を渡すことでこれに変えています。評議員会及び総会はなるべく1ヶ月ぐらい前に送るようにしています。会議運営規定では招集は開催日の2週間前、資料は5日前までに送ると定めてあります。

(議 長)

第 22 条 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選任する。

2. 評議員会の議長は、評議員会に出席した評議員の中から選任する。

3. 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定 足 数)

第 23 条 会議は、構成員の2分の1以上の出席がなければ、開催することはできない。

(議 決)

第 24 条 総会の議事は、この定款に別に規定するもののほか、出席会員の過半数の同意をもって議決する。

可否同数のときは、議長の決するところによる。

この場合において、議長は、会員として議決に加わる権利を有しない。

2. 理事会及び評議員会の議事は、出席理事又は評議員の過半数の同意をもって議決する。

(書面表決等)

第 25 条 やむを得ない理由のため会議に出席できない構成員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の構成員を代理人として表決を委任することができる。

この場合において前2条の適用については、出席したものとみなす。

⇒総会においては書面で決議を表明した場合、出席扱いとなり、採決の数に入りますので委任と明確に分けていますが、評議員会では採決しないので、委任と同じ扱いにしています。

(議 事 録)

第 26 条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 会議の日時及び場所

(2) 会議の構成員の現在数

(3) 会議に出席した会員、理事、評議員の氏名（書面表決者、委任者を含む）

(4) 議決事項

(5) 議事の経過の概要及びその結果

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

2. 議事録には、議長並びに出席した構成員の中から、その会議において選出された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

⇒いつまでに作成するという規定がないので、延び延びになってしまうこともあるため、会議運営規程で期限を定めました。

第5章 財産及び会計

(財産の構成)

第27条 この法人の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 会計年度内における次に掲げる収入
 - ア 会費
 - イ 寄付金品
 - ウ 事業に伴う収入
 - エ 財産から生ずる収入
 - オ その他の収入

(財産の管理)

第28条 この法人の財産は、理事長が管理する。その方法は、理事会の決議によって定める。

(経費の支弁)

第29条 この法人の経費は、財産をもって支弁する。

(予算及び決算)

第30条 この法人の収支予算は、年度開始前に総会の決議により定め、収支決算は、年度終了後2ヶ月以内に収支計算書、貸借対照表及びその年度末の財産目録とともに監事の監査を経て総会の承認を得なければならない。

2. 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により収支予算が成立しないときは、予算成立の日まで前年度の予算に準じた暫定予算を理事会で定め執行する。
3. 前項の収入支出は、あらたに成立した予算の収入支出とみなす。

⇒これにより、評議員会及び総会を3月と5月に開催しなければならない訳です。

(会計年度)

第31条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

第6章 事務局等

(事務局の設置等)

第32条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2. 事務局には、必要な職員を置く。

(職員の任免)

第33条 事務局長及び職員の任免は、理事会の同意を得て理事長が行う。

第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第34条 この定款は、総会において総会員の4分の3以上の同意を得、かつ主務官庁の認可を得なければ変更することができない。

⇒出席でなく「総会員」なので、書面も含め、現在の49協会中37協会の承認がなければ定款の変更ができません。また、主務官庁（担当する自治体の担当部署。東京の場合

は法務局法人指導課)の許可も必要です。主務官庁の許可が降りた日が定款の変更日になります。

(解散及び残余財産の処分)

第 35 条 この法人は、民法第68条第1項第2号から第4号まで及び第2項の規定により解散する。

2. 総会の決議に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以上の同意を得なければならない。
3. 解散後の残余財産は、総会員の4分の3以上の議決を得、かつ主務官庁の許可を得て、この法人と類似の目的をもつ他の公益団体に寄付するものとする。

第8条 雑 則

(委 任)

第 36 条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議を経て別に定める。

付 則

1. この法人の設立当初の役員は、第12条の規定にかかわらず、別紙役員名簿の通りとし、その任期は、第13条第1項の規定にかかわらず、昭和60年3月31日までとする。
2. この法人の設立初年度及び次年度の事業計画ならびに収支予算は、第19条ならびに第30条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
3. この法人の設立当初の会計年度は、第31条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から昭和58年3月31日までとする。

⇒これは設立年度だけの処置。

付 則

1. この定款は、主務官庁の認可のあった日（平成4年11月27日）から施行する。
⇒グレイスビルからニュースター大久保に移転したとき。
2. この定款は、主務官庁の認可のあった日（平成11年6月17日）から改定施行する。
⇒ニュースター大久保から自立支援センターに移転したとき。